

児童福祉に係るアンケート２種類調査業務委託契約書

群馬県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、児童福祉に係るアンケート２種類調査業務委託について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第１条 甲は、児童福祉に係るアンケート２種類調査業務委託（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第２条 この契約による委託期間は、令和７年〇月〇日から令和８年３月３１日までとする。

（委託料）

第３条 委託料は、金_____円とする。
（うち消費税及び地方消費税の額金_____円）

（実績報告及び検査）

第４条 乙は、令和８年３月３１日までに調査報告書等の成果品を甲に提出するものとする。

２ 甲は、前項の調査報告書を受理した日から１０日以内に、本件業務の実績について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第５条 乙は、前条第２項の検査に合格したときは、実施した本件業務に関する委託料請求書を甲に提出するものとする。

２ 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から３０日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第６条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託内容）

第７条 本件業務の内容は、別に定める児童福祉に係るアンケート２種類調査業務委託仕様書のとおりとする。

（作業実施計画書）

第８条 乙は、作業実施計画書を作成し、この契約締結後速やかに甲に提出してその承認を受けなければならない。

（従事者）

第９条 乙は、本件業務を行うに当たり、本件業務に直接従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。提出後異動があったときも、同様とする。

- 2 甲は、従事者のうち、本件業務に従事させることが不相当と認める者があるときは、その理由を明示して従事者の交替を乙に求めることができる。
- 3 乙は、従事者が都合により勤務することができなくなったときは、前日までにその旨及びその交替者の氏名を届け出なければならない。

（責任者の選任）

第 10 条 乙は、従事者を指揮監督するため、責任者を置かなければならない。

（臨機の措置）

第 11 条 甲は、本件業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

- 2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（調査等）

第 12 条 甲は、乙の本件業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（再委託の禁止）

第 13 条 乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部または一部を再委託することができない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び再委託した本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
- 3 乙は、第 1 項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

（守秘義務）

第 14 条 乙は、事業によって得た成果について、甲の承認を得なければ、これを公表してはならない。

- 2 乙は、事業を執行していく上で知り得た職務上の秘密を外部に漏らしてはならない。事業の契約終了後も同様とする。

（安全確保の措置）

第 15 条 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 16 条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、その取り扱う個人情報を事業以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。事業の契約終了後も同様とする。

(提供を受けた者に対する措置要求)

第 17 条 乙は、その取り扱う個人情報第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報についてその利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第 18 条 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときはこの限りではない。

(資料等の返還)

第 19 条 乙は、事業を行わなくなった場合は、事業において取り扱った個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。)を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、それに従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立ち会いのもとに当該資料等を破棄することができる。

3 前 2 項の規定は、乙が事業を行う上で不要となった当該資料等について準用する。

(取扱状況の報告等)

第 20 条 甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

(個人情報等の保護)

第 21 条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、群馬県個人情報保護条例(平成 12 年群馬県条例第 85 号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、委託業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(解除等)

第 22 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の本件業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第24条 乙が、第16条第2項並びに第17条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務）

第25条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（損害賠償）

第26条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第27条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 28 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 29 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 1 0 月 日

甲 住所 群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1
氏名 群馬県知事 山本 一太

印

乙 住所
氏名

印